

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第55号</p> <p>第1節 人員に関する基準 (従業者及びその員数)</p> <p>第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。) ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童(以下「自閉症児」という。)を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上 イ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1人以上 (3) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)及び保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)それぞれ1人以上で、その総数はアからウまでに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じそれぞれアからウまでに定める数 ア 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上(30人以下の</p>

改正後	改正前
<p>障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設</p>	<p>障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児（次条第1項において「盲ろうあ児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に1を加えて得た数以上)</p> <p>ウ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p> <p>(4) <u>栄養士</u> 1人以上</p> <p>(5) 調理員 1人以上</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定により障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定める者をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を、それぞれ置かなければならない。</p> <p>3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 第1項第2号から第6号まで及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事</p>

改正後	改正前
設の職務に従事させることができる。	させることができる。